

高森町公告第31号

入札公告（電子入札）

一般競争入札（事前審査方式）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年12月15日

高森町長 草村 大成
(公印省略)

第1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 建土工第11号
(2) 入札件名 高森駅周辺無電柱化工事（6工区）
(3) 履行場所 熊本県阿蘇郡高森町大字高森地内
(4) 履行期限 契約日から令和8年3月31日まで
（ただし、当該事業が繰越承認されれば、工期末を令和9年3月末日とする。）
(5) 工事内容 設計書、図面及び特記仕様書による
(6) 予定価格 金224,079,900円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(7) 最低制限価格 設定あり
(8) 入札保証金 あり

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加できる者は、公告日から入札日までに行う事前審査において以下に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札時までに入札資格参加要件を満たさなくなつたときは、入札に参加できない。

また、本公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

1 資格要件

(1) 高森町競争入札参加資格

- ア 高森町競争契約入札心得（平成9年告示第12号）第2条の規定に基づく指名競争参加資格審査申請書を提出し、本公告日において、令和7年度の高森町指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
イ 高森町工事入札参加者資格審査格付要綱（平成14年訓令第8号）第2条に規定する欠格条件及び第3条に規定する格付除外に該当しないこと。

(2) 一般競争入札参加資格

一般競争入札参加資格は、次のとおり。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札の参加者について、参加させることができない者に該当しないこと。

- イ 過去3年以内に地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する一般競争入札に参加させないことができる要件に該当していないこと。
- ウ 道路工事における電線共同溝工事及び推進工事の要件をみたす施工実績を有すること。
- エ 熊本県内に本社又は支店若しくは営業所を有すること。
- オ 本工事について、直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、かつ入札執行日において、3箇月以上の雇用関係のある専任の主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。
- カ 配置技術者は、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者の資格を有する者を専任で配置できる者であること。また、「これと同等以上の資格」とは、次のものをいう。
- ・1級建設機械施工管理技士
 - ・技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、林業又は森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業—農業農村工学」又は「森林—森林土木」とするものに限る。))
- キ 現場代理人は、上記ウに掲げる同種工事の経験を有する現場代理人、監理技術者又は主任技術者は、上記ウに掲げる同種工事の経験を有する者であること。
- ク 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りではない。
- ケ 本公告日から入札書提出期限の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- コ 高森町において指名停止の期間中でないこと。
- サ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び熊本県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- シ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ス 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。

(4) 暴力団排除措置要件

一般競争入札に参加する者は、次の排除措置要件に該当しないこととする。

ア 警察当局から、暴力団、暴力団員が実質的経営を支配する者又はこれに準ずるものとして当該状態が継続しているとき。

- イ 暴力団等が相手方の経営に実質的に関与しているとき。
- ウ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- エ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの暴力団等の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
- オ 暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団等の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
- カ 暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

第3 入札参加資格等の確認

1 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、第2に掲げる入札参加資格を有することを証するため各種書類を提出しなければならない。なお、申請書及び資料を提出しない並びに入札参加資格がないと認められた者は、入札書を提出しても、その者の行った入札は無効とする。

2 提出書類

入札参加希望者は、入札参加資格を有することを証するため、下記に定める書類を電子入札システムにて提出する。

- ア 入札参加申込書
- イ 建設業許可証明（通知）書の写し
- ウ 類似の施工実績確認表
- エ 配置予定技術者の施工実績確認表
- オ 配置予定技術者の実務経験経歴書
- カ その他指示された書類

3 提出日及び提出方法

(1) 提出期間

・令和7年12月15日～令和7年12月24日まで。午前9時から午後4時まで。

(2) 提出方法

・くまもと県市町村電子入札システム

4 申請書類提出の際の注意事項

企業の施工実績は2件まで、配置予定技術者は3者まで申請可能とするが、施工実績、保有資格及び雇用関係を証明する書類の写しは、それぞれ必要件数又は必要人数分とする。

また、申請書及び資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された資料は返却しない。なお、提出された資料は、提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。

5 一般競争入札参加資格認定通知書の送付

入札参加資格の有無については、令和7年12月26日までに通知する。

第4 現場説明会・設計図書の閲覧・質問等

1 現場説明会

行わない。

2 設計図書等の閲覧

・令和7年12月15日～令和8年1月14日まで。

※設計図書等の閲覧はくまもと県市町村電子入札システムのみとする。

3 質問

・令和7年12月15日～令和8年1月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日。午前9時から午後4時まで。

・担当課：高森町役場 建設課

電話 0967-62-2912

第5 入札手続き等

1 入札書提出期間

(1) 提出期間

・令和8年1月5日～令和8年1月14日まで。午前9時から午後4時まで。(ただし、最終日は午前12時まで)

(2) 提出方法

・くまもと県市町村電子入札システム

(3) 開札日時

・令和8年1月15日(木) 午前10時

(4) 落札業者の決定方法

①予定価格の制限の範囲内において、あらかじめ町が設定した「最低制限価格」を下回る入札があった場合はその入札者を落札者とせず、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低価格で入札したものと落札者とする。

②最低価格入札者となるべき価格で入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより最低価格入札者を決定する。

2 入札の辞退

開札日の前日までであれば、入札書の提出後に、文書により辞退の申し出をすることができる。(高森町競争契約入札心得 様式第3号(第5条関係))

3 入札の無効

・高森町財務規則第105条の規定に基づく次の入札を無効とする。

ア 参加資格のない者のした入札書

- イ 入札者が協定してした入札書
- ウ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
- ・この他に、高森町競争契約入札心得第8条の規定に基づく次の入札を無効とする。
- エ 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- オ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 2以上の意思表示をした入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札

第6 契約事項

1 契約の締結

契約については、高森町財務規則及び高森町公共工事請負契約約款に基づき契約締結する。

2 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

3 契約事項

契約書及び高森町財務規則による。

4 契約金保証書

契約保証金については、高森町財務規則第126条、高森町競争契約入札心得第12条及び13条、高森町公共工事請負契約約款第4条の規定に基づく。

5 前払金

前払金については、高森町公共工事請負契約約款第34条から第36条までの規定に基づく。

6 部分払

部分払いについては、高森町財務規則第135条並びに136条、及び高森町公共工事請負契約約款第37条の規定に基づく。

第7 その他

ア 本件の監督員は、別途通知する。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

ウ 建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

- エ　日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。ただし振替休日・代休日を設ける場合はこの限りではない。
- オ　本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者を定め高森町役場に通知するときは、履歴書を添付して契約締結後 14 日以内に提出すること。
- カ　高森町公共工事請負契約約款第 29 条第 3 項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処置を裏付ける書類を添付すること。
- キ　工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、指定建設業監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。

問合せ先：〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地
高森町役場 総務課（入札手続きに関する事）

電話 0967-62-1111

FAX 0967-62-1174

高森町役場 建設課（工事に関する事）

電話 0967-62-2912

本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和7年12月15日から令和8年1月14日まで。
②	申請書及び資料等の提出期間	令和7年12月15日から令和7年12月24日まで。9時00分から16時00分まで。
③	入札参加資格認定通知書	令和7年12月26日までに通知。
④	質問	令和7年12月15日から令和8年1月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。
④	入札書の提出期間	令和8年1月5日から令和8年1月14日。9時00分から16時00分まで。 (最終日は午前12時まで)
⑤	開札の日時	令和8年1月15日 10時00分